

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

②施設名等

名 称：	（社会福祉法人）中心会 中心子どもの家
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	丹 清
定 員：	50名
所 在 地：	〒252-0244 相模原市中央区田名10125
T E L：	042-764-7046

③実施調査日

平成25年6月3日（月）～ 平成26年2月24日（月）

④総評

◇施設概要

中心子どもの家は、昭和23年11月、戦災孤児等の保護を行なうため、海老名市に児童養護施設「中心学園」として発足（定員30名）し、平成10年には相模原市に移転して名称を現在の「中心子どもの家」に変更しました。

養護目標に、「すべて子どもは、生まれながらにして、愛され、守られるべき存在であることを念頭において、その子どもが将来、周囲の人を信じ、自らに自信を持って、それぞれの能力や個性に応じ、社会の一員として生きていけるように、養護します。」を掲げ、児童の養育と自立支援に取り組んでいます。

施設は4ユニットの構成で、男女別1ユニット12、3名の子どもたちを担当職員、心理相談員等が生活指導や支援にあたっています。運営母体の社会福祉法人中心会は当児童養護施設の他、海老名市を中心として複数の介護福祉施設の運営、デイケアサービスの提供を行っています。また、平成26年度、相模原市に開設予定の乳児院、児童養護施設の準備が現在進められています。

◇特に評価が高い点

1. 関係機関との連携による自立支援への取組

特に配慮が必要な子どもが多く入所しており、職員が子ども一人一人に適切な対応を行うために、地域の幼稚園や小・中学校の担任等と面談して子どもの様子や学力の把握を行っています。また、子どもの安心、安全の暮らしを目指す施設の活動「HOMEプロジェクト」に学校関係者に参加してもらうなど、常時、連携を図っています。

児童相談所や相模原市青少年相談センター、県立こども医療センターなどの専門機関から意見や助言を定期的に受けるなど、関係機関と連携して子どもの理解に努め、自立に向けた養育支援を行っています。

2. 子どもの理解と適切な支援への努力

子どもの理解を深めるために、定期的にミニケースカンファレンス、ケース検討会、HOMEプロジェクト運営委員会、医学コンサルテーション、心理職連絡会を実施して情報交換を行い、全職員で共有して支援にあたっています。また、児童養護職員と心理相談員は常時連携を密にし、個々の子どもの適切な心理的支援に努めています。「HOMEプロジェクト」活動では毎月1回子ども面接を行ったり、給食課が子どもにアンケートを実施するなど子どものニーズを把握し、意向に沿った支援が行えるようにしています。子どもからの学習支援等の要望に応えるために、組織化したボランティアネットワークを活用して個別対応しています。

3. 職員の援助技術向上への取組

職員は、定期的に「OJTチェックリスト（スキル評価）」や「仕事理解度」を確認し、援助技術の水準を明確にし、管理者等が必要に応じて個別指導を行っています。また、心理相談員の専門職としての視点や、個々の職員の支援経験などのスキルを収集・蓄積した「支援ノート」を活用し、全職員が情報共有して個々の援助技術向上を図っています。

今年度からは給食担当職員がミニケースカンファレンスへ参加するなど、施設内の連携体制の強化を図り、毎月の職員会議では職員一人一人がチームの一員として力を発揮できるよう、積極的に発言、議論できる機会を作り、スキル向上に取り組んでいます。

◇改善が求められる点

1. 基本姿勢に基づく計画的な個別研修計画策定を

毎年、個々の職員が、設置法人作成の階層別の成長目標（「成長のステージ」）に基づく個人目標設定を行い、達成のために取り組んでいます。各種研修は個々の職員の意向や管理者等の判断により、研修ごとに選んで受講しています。基本姿勢に沿った人材育成を計画的に行うために、基本方針や中長期計画に施設が職員に求める専門性や専門資格を明示し、職員個々の技量や将来への意向を踏まえた個別研修計画の策定が望まれます。

2. 子どもの安全・安心に向けた取り組みの充実を

子どもの安全を脅かす事例について、ヒヤリハットの蓄積・分析と対応策の検討を行っています。組織として問題発生予防のため、安全管理に関する担当者や安全管理要領を定め、施設内外の危険箇所の点検等をシステム化し、実施することが求められます。また、子どもたちが一人で安心して過ごせる居場所や、プライバシーが守れる空間の確保等に、工夫や改善が求められます。

3. 利用者への説明資料の策定と周知を

入所に当たり、子どもや保護者が施設について理解するために、施設運営理念や面会・外出の決まり、施設生活の中で守られる人権などについて、わかりやすく説明する資料や規程等を策定し、周知することが望まれます。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

入所している子どもの最善の利益を追求し、当施設の職員は不断の努力と研鑽に努めています。今回の評価では、このことを評価して頂くことができました。

今後子ども支援や保護者さんの支援の励みにもなります。

一方で、普段の仕事で気にはなっていないもなかなか着手できないでいた改善を要する点も、率直に指摘して頂きました。頂いた指摘を改善すべく、職員が一丸となって取り組んで参ります。

今回の第三者評価では、評価機関の皆様が施設の実態を丁寧に聴き取って下さいました。これにより、特に職員は第三者評価というものを前向きにとらえ、自らの仕事を真摯に顧みることができました。評価機関の皆様へ、深く感謝申し上げます。

この第三者評価の取り組みから、国は現在の職員配置が適正なものなのか否かを、現場の視点から検証して頂きたいと思えます。子どもの最善の利益を追求するには、自ずと職員の「質」だけではなく、「量」の向上が必要になると切に考えるからです。（施設長 丹）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、生育歴や児童相談所（心理診断）からの情報、育成記録等を読み取り、子どもの言葉や態度を冷静に捉え、子どもの内面を理解するように努めています。また、日常の職員の振る舞いや態度で規範を示しながら、ミニケースカンファレンス、ケース検討会、安心・安全な暮らしを保障するための活動である「HOMEプロジェクト」の運営委員会、こども医療センターの医師を招いてのコンサルテーション、心理職連絡会からの助言等、様々な手段を講じて子どもの理解に努めています。 「中心子どもの家ボランティアネットワーク」を組織し、子どものニーズに応じて学習ボランティア等を積極的に活用し、学習の場を保障しています。 職員は日頃から自らの姿勢について職員同士で自己チェック・他者チェックを実施し、「態度・マナー自己評価」や「OJTチェックリスト」を活用して模範となるよう努力しています。また、子どもたちとの信頼関係を保ち、生活のさまざまな場面で、社会生活のルール、挨拶やしななければならないこと、してはいけないことなどを伝えています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝の忙しい時間帯でも子どもの状況を把握し、子どもが主体的に活動できるための適切な援助、声かけについて、検討することが望まれます。 通院、通所等で子どもと個別にふれあう時間の確保に努めていますが、日常の生活場面でもさらに子どもとの個別的な関わりを通して信頼関係を構築し、支援していくことが望まれます。 子どもが好きなものに打ち込める環境について（遊具や図書等）、年齢や興味に応じた環境の整備が望まれます。 		
(2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活		第三者 評価結果
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
②	子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b

(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月「ファミリーデー」を設け、子どもたちが献立を考えたり盛り付けをし、楽しみながら食事が出来るよう配慮しています。 ・子どもの嗜好は、栄養士、調理員による献立会議や子どもへのアンケートで把握し、年齢、子どもの体型・生活状況・アレルギーの有無等をもとに献立を作成し、体調にも配慮した食事を提供しています。 ・法人理念のもと、給食課独自の事業計画を作成し、養護課職員と連携して食育を推進しています。 ・玄関には子どもの絵画を飾り、毎月「美化デー」を設けて子どもと職員が玄関、階段、屋外等共有箇所の清掃を行っています。屋外の清掃は主に所長、課長が中心となっており、子どもたちの美化意識を育てるようにしています。 ・ソファや椅子等、使用頻度が激しく補修が追いつかない現状がありますが、食堂の椅子は壊れない頑丈なものを職員と子どもたちが手作りして使用する等、工夫しています。 ・衣類の入れ替えや管理については、業務手順をもとに、季節や気候に応じた清潔な衣類が着用できるように、発達段階に応じて支援しています。入れ替えは子どもの能力に応じて職員と一緒にいき、制服などの衣替えへの配慮も行っています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の食事の場面では、食事の準備、後片付け等はほとんど職員が行っています。食生活習慣が無理なく身につくよう、発達段階に応じて支援することが望まれます。 ・設備上制限はありますが、子どもの生活の場として、可能な限り家庭に近い環境や、子ども一人一人の居場所の確保など、住環境の改善、工夫が求められます。 	

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。		b
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。		a
(6) 性に関する教育		
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業マニュアル「感染症対策について」を作成し、感染症の種類、感染の拡大を防ぐための手順や手洗いなどについて明記し、年度初めと10月の年2回、園内研修を実施しています。 ・子どもたちは必要に応じて職員と医療機関に通院し、一緒に医師から説明を受けています。職員は、特に精神科の医療機関とは連携を密にして対応を相談したり、服薬について確認を行っています。 ・手洗いや歯磨き、爪切り等は子どもの発達に応じて自分で出来るように支援し、散髪はボランティアや理髪店を利用して月1回行っており、毎月「整容チェック表」をもとに職員と一緒に確認しています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「HOMEプロジェクト」活動では生教育委員会を設け、幼児、小学生、中高生を対象に性教育を実施しています。「性はいのちの一環」として性教育を捉え、職員が手作りの紙芝居を利用して説明したり、保健師を招いて思春期の体の変化について説明していますが、性の知識を得る機会としてさらに定着した活動となることが期待されます。 		

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に可能な限りそれまでのアルバムを入手し、入所後も折々の子どもの写真を貼り、退所時にはアルバムを手渡しています。 ・学校のクラブ活動への入部は、子どもの希望を尊重し、活動にあわせた時間での食事の提供などで支援しています。また子どもの要望から、ピアノやヒップホップダンスを教えるボランティアを募集し、興味や趣味に合わせた活動ができるよう努力しています。 ・小遣いの用途については不必要な制限を行わないよう、制限の要不要を職員間の合議の上で判断しています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の成長の記録となるアルバムについては、子どもにとって写真自体が自己領域の確保につながるので、成長の記録に空白が生じないように写真を撮り、アルバムを整理して活用することが望まれます。 ・個々の小遣いは職員が保管し、子どもからの申し出ごとに渡していますが、金銭の自己管理の支援のため、子ども自身による小遣いの管理が望まれます。 	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントや自立支援計画で、学習に関する課題や目標、支援方法を明確にし、個々の子どもに応じた学習習慣や基礎学力の習得を目指しています。 ・中学、高校のそれぞれ2年生12月までには進路についての子どもの意向を確認し、学校の進路相談には担当職員が同行しています。児童相談所とも連携し、学力・経費・保護者の意向などを把握し、繰り返し進路調整会議を行い、子どもの最善の利益にかなった進路決定に努めています。特別支援学校（級）への進学については行政福祉担当とも連携し、児童相談所や在学する学校とのカンファレンスを行っています。 ・中学生は、個々に希望する学習塾を活用して受験対策を行い、公立・私立・定時制、希望する高校への進学を保障しています。 ・学校との面談などで子どもの学校での様子や学力の把握を行い、心理診断結果も参考に、学習ボランティアによる宿題のフォローなど、能力に応じた適切な学習指導に努めています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退児に対する支援への検討が望まれます。 ・個別の学習机を用意する等、学習習慣が身につくよう、小学生の学習環境の整備が望まれます。 	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動があった際や、パニックに陥りがちな子どもが静かに過ごせる部屋を用意し、個々の意思に応じて利用しています。利用に際しては、職員が子どもと1対1で食事をしたり、食事や睡眠だけは家(ユニット)で取るなど、子どもの気持ちの安定に配慮しています。 ・問題状況発生時には、その日のうちに会議を開き、行動の背景にある心理状態を重視してその後の対応を検討しています。 ・職員は、子どもたちの模範となれるように、「態度・マナー教本」や「OJTチェックリスト」で子どもや保護者、職員間での接し方を自己評価し、上司による指導や子ども・保護者からのアンケート結果も参考に、誠実で丁寧な配慮ある言動に努めています。 ・「HOMEプロジェクト」の一環として、職員や子どもが互いに感謝の気持ちを伝え合う取り組みを行うなど、子どもと職員が一体となって信頼や人権尊重の意識を育てています。 ・心理相談員が子どもと心理面接を行い、必要に応じて自立支援計画に基づく心理支援プログラムを策定し、パニックに陥りがちな子どもの自己対処への継続した支援を行うなど、個々の子どもへの適切な心理的支援に努めています。児童養護職員と心理相談員とは、日常の情報交換や、心理職連絡会などで密に連携をとり、子どもの支援に当たっています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動への適切な援助技術習得のための研修の実施が望まれます。 ・問題発生予防のために管理者等が折に触れて行っている施設内や敷地内の巡視点検については、担当者や点検個所のリスト化など、体制整備が望まれます。 ・保護者による強引な引き取りなど緊急時に協力を依頼できるよう、地域の警察との日ごろの連携が期待されます。 	

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者 評価結果
①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④	子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置変更にあたっては、管理職等が窓口となり、児童相談所や福祉事務所などの関係機関とも協議し、変更後の生活がスムーズに行えるようにケース会議でも検討し、支援しています。 自立支援計画に、退所に向けての子どもや保護者、児童相談所、施設の意向、家庭復帰支援などの支援方針を明確にしています。 家庭引取りに当たっては、子どもや保護者の意向確認、家庭訪問などによる状況確認、児童相談所や行政福祉担当者との協議を行い、退所時期や退所後の生活を検討しています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内にワンルーム式の部屋を用意し、高校卒業後、進学や就職した子どもについても、経済状況など独立の見通しが立つまで自立訓練に活用する等、支援を継続していますが、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもについても自立に向けた支援が望まれます。 措置変更や家庭引取りの手順を明確にし、退所後の相談担当窓口の設置と利用方法などを子どもや保護者に伝えることが望まれます。 退所した子どもの状況把握は、主に在所時に担当した児童養護職員との勤務時間外の交流により行われていますが、施設として状況把握を行い、記録に残すことが望まれます。 		

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結果
①	児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援		
①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子関係再構築については、児童相談所や保護者を交えたカンファレンスで、総合的な見立てや改善ポイントの絞り込みを行っています。自立支援計画ではアセスメントをもとに「家庭復帰支援」などの支援方針を設定し、家族との関係について課題や目標、支援方法を明確にし、計画に沿って支援を行っています。 児童相談所などから得た保護者の情報をもとに、保護者による「不当に妨げる行為」への懸念があれば、ケースごとに管理者等によるスタッフ会議で対策を検討し、職員にも周知して対応を統一しています。また家族からの不適切な関わりを見逃さないよう、一時帰宅の際には引渡し時や終了時に子どもや保護者の様子を観察し、記録して児童相談所に送付し、情報共有しています。 施設内に親子宿泊設備を整備し、親子関係の再構築の支援を行っています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 面会・外出についての規程を定め、それに基づいた実施が望まれます。 親子と一緒に暮らす上で課題となる、掃除・洗濯・金銭管理など保護者への生活スキルのアドバイスを積極的に行うことが望まれます。 家庭支援専門相談員は兼務となっていますので、独立した専門職として配置し、明示することが望まれます。 		

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	a
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画作成については、入所時に児童相談所職員や心理相談員なども参加してカンファレンスを実施するほか、4ヵ月ごとのアセスメント、子どもへの意向確認、育成記録をもとにした試算作成、複数の職員による合議など、手順を定めています。 ・短期自立支援計画票に項目ごとに評価欄を設け、担当職員が支援方法などを自己評価し、毎月の家(ユニット)会議で計画通りに養育・支援が行われているか確認しています。また、家(ユニット)ごとに2ヶ月に1回心理職連絡会を開催するほか、年1回対応困難ケースについてケース検討会を実施し、検討事項を計画見直しの参考としています。 ・日々の特記すべき状況や各種カンファレンス内容、関係機関や保護者との連絡内容など、個々の子どもに関わるすべての情報を個々の育成記録に一元化して記録し、家(ユニット)内で共有しています。 ・毎朝、各フロアの宿直明け職員や管理者等がミーティングを行い、当日のスケジュールや各家(ユニット)の子どもの前日來の状況を報告・連絡し、各フロアや家(ユニット)に持ち帰って伝えています。 ・個々の職員が入手した、医療機関や児童相談所への通院や通所、学校の面談など、子ども一人一人のスケジュールは、速やかに文書管理システムに入力し、全職員が就業前にスケジュールデータを確認して情報共有しています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート作成手順に基づき、全児童について様々な職種の関係職員がカンファレンスに参加し、検討、合議して作成することが望まれます。 ・記録類の書き方についての要領書作成や、研修実施などで、記録する内容や書き方に職員による差異が生じないように工夫することが望まれます。 ・個人情報保護や守秘義務についての定期的な研修を行い、個人情報保護法遵守の徹底を図ることが望まれます。また、情報開示の視点からの教育や研修を実施することが望まれます。 	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③	子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
④	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮		
①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
②	職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本方針に「私たちの使命・目指す姿・信念」を実現するための養育・支援の実施について明示し、「子どもを尊重した支援」は養育目標、指導方針に、「子どもの権利を守る、子どもを大切にすること」等の基本姿勢は、「業務要領書」や「態度・マナー教本」、「OJTチェックリスト」に反映されています。 ・心理相談員が子どもと面接を行い、その結果や心理職連絡会等で話し合われたことをもとに、子どもへの養育・支援を行っています。 ・子どもが自らの生い立ちの整理を行う際には、心理面接を行い、カンファレンスや心理職連絡会などで検討し、職員が情報共有して子どもの状況に応じて伝え、注意深く子どもを観察してフォローしています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は「OJTチェックリスト」で子どもへの支援について評価していますが、さらに養育支援の状況が、子どもにとっての最善の利益を目指して行われていることを職員が共通して理解し、検証する機会を設け、実践することが望まれます。 ・子ども面接を月1回、子どもアンケートや保護者アンケートを年1回実施していますが、面接まで待たず、日常的に意向を把握する仕組みについての検討が望まれます。 ・子どもが生活上の課題について主体的に考える機会を確保し、生活改善に向けて取り組むことが期待されます。 		
(3) 入所時の説明等		第三者 評価結果
①	子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
②	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
③	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明		
①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応		
①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重		
①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のホームページには法人の基本方針や目指す方向を記載し、行事や街頭募金活動の様子を子どものプライバシーに配慮して、写真等で情報提供しています。 ・職員は、子どもが入所した時に不安にならないように、下駄箱に氏名を記載したり、清潔な布団等を整え、暖かく迎え入れるよう配慮しています。また、それぞれの家(ユニット)ごとに職員が受け入れ手順にもとづいて、夕食時全員が集まった折等に、在園児に「君が来ることを歓迎しているよ」といった施設の考え方や入所児童の情報を伝え、居室を清掃して快く迎え入れるための準備をしています。 ・体罰が起りそうなる事例についてヒヤリハットに蓄積して朝のミーティング時に話し合い、体罰禁止について注意喚起しています。また、日頃から職員間でのチームワークを大切にして、迅速に対応できるよう、周りにいる職員が常に行動を察知できる体制をとっています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが複数の相談方法があることや相談相手を自由に選べることを、分かりやすく説明した文書を配付し、周知することが期待されます。 ・「権利ノート」や、その他の資料を使用して、施設生活の中で守られる権利について分かりやすく説明をする機会を持つことが望まれます。 ・不適切なかかわりを防止するために、死角となる場所をチェックリスト等で定期的に確認する仕組みや、子どもが自分自身の身を守るための、知識や具体的な方法について学習する機会を持つことが望まれます。 		

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応規程、感染症対策や不審者侵入対策の作業マニュアル、災害時行動マニュアルを策定し、発生時の情報把握や関係機関への通報などについて、責任と役割を明確にしています。 ・インフルエンザ・食中毒の予防、子どもの使用する自転車の点検などの要領を定めています。規程やマニュアル、要領書は、全職員に配付し、確認しながら業務を行い、定期的に理解度の自己評価や他者評価、管理者層による指導を行っています。またマニュアルは年2回見直しを行い、現状に合わせた改訂を行っています。 ・事故発生後には事故報告書を作成し、検討会で所長が中心となって原因を分析し、是正処置をとり、その効果・確認を行っています。また、職員からのヒヤリハット報告書の提出を受け、半年ごとに分析書をまとめ、必要に応じて是正、予防処置を行っています。内容に応じて、全職員への伝達を急ぐなど適切な対応に努めています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当など、安全管理についての、定期的な研修実施が望まれます。 ・刃物、電気製品などの安全管理要領を定めるなど、身近な危険物管理のさらなる取り組みが期待されます。 ・施設内外の危険箇所の定期的な点検が望まれます。 	

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や地域の幼稚園、小中学校とは頻りに連絡会を行うほか、「HOMEプロジェクト」に参加してもらって連携を図っています。不登校児童については青少年相談センターと定期的にカンファレンスを実施し、また、こども医療センターと定期的にコンサルテーションを行うなど、多くの関係機関と連携して子どもの養育支援を行っています。 ・秋祭りや餅つき大会など、施設の行事には多くの地域住民の参加があり、また、地域の廃品回収や公園清掃に子どもたちは職員とともに参加しています。 ・施設が主導して「中心ボランティアネットワーク」を組織し、現在100名ほどが登録し、年間延べ900人以上のボランティアが遊びや学習、散髪などのボランティア活動を行っています。毎月のネットワーク連絡会や、施設職員が講師を勤めて研修を行い、ボランティア間の連携や個々の資質向上、職員との連携を図っています。 ・コミュニティーホールを開放し、雨の日にも地域の親子が集まって交流できるキッズコーナーを常設しています。月2回、未就園児親子向けの親子サロンを開くなど、積極的に地域の子育て支援を行っています。親子サロンでは相模原市の保健師による子育て相談を実施し、参加者からアンケートをとり、子育て支援に関するニーズの把握に努めています。また、「さがみの里親会」の事務局として、電話や家庭訪問を行って里親からの相談を受け、相談から把握したニーズをもとに、今年度から里親レスパイト（一時的ケア代行）を開始するなど、ニーズに合わせた支援を行っています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「中心児報」を地域に配布するなど、地域に向けて施設の活動内容を積極的に伝えることが望まれます。 ・要領書等に、ボランティア受け入れに当たっての子どもや職員への事前説明について明確にすることが望まれます。 	

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(特に評価が高い点)

- ・設置法人作成の「成長のステージ」に、「子どものケア」や「個の支援」などスキルごとの成長目標を経験年数ごとに10のステージに分けて明確にし、職員に求める研修や学習を明示しています。
- ・毎年、個々の職員が「成長のステージ」に基づく個人目標設定を行い、管理者等のアドバイスを受けて目標達成に取り組んでいます。
- ・定期的なスキル評価や仕事理解度確認を行い、管理者等は個々の職員の援助技術の水準を把握し、必要に応じた指導を行っています。
- ・職員は、設置法人が企画するAED操作や運転担当者向けなどの研修に参加し、また神奈川県児童福祉施設協議会や神奈川県児童福祉施設職員研究会などが主催する外部研修を受講しています。
- ・研修受講者は職員は研修終了後に、受講後の業務遂行についての考えなどを記載した研修受講報告書を提出し、管理者等が理解度、認識度を確認しています。
- ・個々の職員の支援経験などのスキルを「支援ノート」に収集して全職員が情報共有し、また定期的にケース検討会を行い、職員間の討議を通して個々の職員のスキルアップを図っています。
- ・事業計画中に年間を通したテーマを決めての勉強会を計画し、管理者等が中心となって実施しています。今年度は適切な業務行動についての勉強会を行っています。

(改善が求められる点)

- ・職員は個々の意向や管理者等の判断で各種研修を受講していますが、計画的に人材育成を行うため、「成長のステージ」に基づき、職員の持つ技量や将来への意向を踏まえた個別の研修計画を策定し、研修成果の評価を次期計画に反映する仕組みを作ることが望まれます。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人理念には「私たちの使命」「私たちの目指す姿」「私たちの信念」を「専門性を担保された養護、サービス提供を通じて社会づくりに貢献すること」や「すべての人間は、一人ひとりがかけないのない存在であり、生きる価値を有するということを信じます」等としてホームページや事業計画に明文化し、法人の使命や目指す方向を示しています。 ・法人理念に基づいて、法令や法人規定を遵守し、利用者本位の福祉サービスの実施、安心して生活できるリスクマネジメントの徹底など、基本方針を明文化し、ホームページや、パンフレット、事業計画に記載しています。 ・理念を反映した「中心子どもの家の運営方針」には、「児童養護における専門性の発揮や、養護を必要とする子どもや家族への支援を通じた地域づくり」等、具体的な内容を記載しています。 ・事業計画は前年度の実施状況の結果を踏まえ、養護課・事務・給食課の職員が参画して策定し、重点目標を明確にしています。 ・平成19年より法人として新経営理念「使命・望ましい姿・信念」や福祉のビジネス環境の動向などを踏まえた戦力計画の分析・検討を行い、平成20年9月に「10年ビジョン構想」を策定しています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者に、運営理念や基本方針、事業計画についての資料等を配付し、理解を得るために分かりやすく説明するなどの取り組みが望まれます。 	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行って	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人作成の管理規程に所長、職員の職務を記載し、ISO責任権限規定に組織及び各部署責任権限一覧表を掲載して、事故対応、苦情対応、自立支援計画票の策定・管理などの役割と責任を明示し、職員会議等で理解を得ています。 ・24年度を振り返り、養育支援について分析・検討した結果、職員のスキル不足が課題となり、今年度は毎月直属上司との面接、「態度・マナー自己評価」に加えて、他者評価を行い、良い点・悪い点をフィードバックしてアドバイスし合う等の体制を構築し、所長自ら職員へのアドバイスや指導を行い、積極的に活動を推進しています。 ・毎年、コンサルタント会社の「組織健康度診断」を受け、その結果から施設の問題点を抽出・分析し、改善計画を作成しています。養護目標の実現に向けて、会議の効率化、一定の職員の力に頼らず支援を行うための情報共有化、職員のレベルアップ、超過勤務の縮減等改善に取り組んでいます。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援ニーズや特徴、社会的養護の動向や小規模化に向けた情報等の把握した情報を中長期計画等に反映することが望まれます。 ・運営上の透明性の確保という視点から、公認会計士などによる外部監査の定期的な実施が望まれます。 	

(5) 人事管理の体制整備		第三者 評価結果
①	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ		
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の質を確保するため、現在、保育士、社会福祉士、教員、臨床心理士、栄養士等の有資格者を設置法人として採用し、人事管理を行っています。また、児童養護の最低基準に則って、家庭支援専門相談員、臨床心理士など必要な人材を配置し、職員と連携しながら養育支援にあたる体制を確立しています。 ・職員が在職中に新たな資格を更新した場合は、法人に報告し登録することができ、報酬に連動しています。また、年度初めに個人目標の設定、年度末に反省や達成についての振り返り、「OJTのチェックリスト」への取組や「態度・マナー自己評価」等を行い、指導監督職が面談を行う仕組みがあります。 ・毎月直属の上司との面談や、必要に応じて心理相談員に相談できる仕組みがあり、職員がストレスを抱えないよう、連続で休暇がとれる「計画年休制度」を設けています。職員がメンタルクリニックに通院が必要になった場合は所長等が同行する体制を整えています。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立し、人事管理の実施が期待されます。 ・人事考課の目的や効果を正しく職員が理解するために、考課基準を明確にし透明性を確保することが望めます。 ・実習生受け入れの基本的姿勢を明確にして意義や方針について明文化し、職員に周知することが望めます。 		

(7) 標準的な実施方法の確立		第三者 評価結果
①	養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a
②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	a
(8) 評価と改善の取組		
①	施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援については仕事の手順や、仕事を理解するためのマニュアルとして「業務要領書」「作業マニュアル」「態度・マナー教本」を職員全員が所持し、共通理解し支援にあたっています。 ・養育・支援の手順を示した業務要領書は、QMS文書管理規程にもとづき手順に沿って定期的に年2回、必要に応じて随時、見直しを行っています。 ・QMS教育訓練規程に則り「業務要領書における手順理解」「業務要領書における仕事理解」「理解度評価」等を各職員が実施し、指導監督職が「力量評価」を行い、努力目標を決めて繰り返し指導しています。 ・前回福祉サービス第三者評価結果で課題となった「性差の固定観念についての振り返り」は事業計画に組み入れ、固定観念を排除した養育実践に継続的に取り組んでいます。 <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年自己評価を実施する体制を整備し、実施することが求められます。 ・福祉サービス第三者評価の分析した結果について部分的な改善は行われていますが、課題を明確にし、改善実施計画等を作成して実施することが望めます。 		